

## 岡山市景観まちづくり賞表彰制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、岡山市景観条例（平成19年市条例第68号。以下「景観条例」という。）第30条に基づき、都市の美化、緑化、環境整備等多様で豊かな環境を活かして良好な景観形成や地域の魅力あるまちづくりに寄与した建築物等の建築主等、設計者及び施工者を表彰することにより、市民協働で景観形成の気運を高め、美しく風格のある景観まちづくりを進めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物、工作物及びこれらで構成される街並みをいう。
- (2) 建築主等 所有者、管理者及び代表者をいう。

### (表彰の部門等)

第3条 表彰は、「建築物部門」及び「街並み部門」の2部門とし、各部門ごとに対象とするものは、主に次のとおりとする。

#### 建築物部門 (1) 建築物

- (2) 岡山市景観計画、まちづくり協定、地区計画等により整備され、周辺景観に配慮された住宅団地等
- (3) 長年にわたる適正な維持管理により景観形成に配慮されている既存の建築物等（以下「既存建築物等」という。）

#### 街並み部門 (1) 周辺景観に配慮した橋梁等土木構造物

- (2) 周辺景観と調和した広場、緑地等
- (3) モニュメント、ストリートファニチャー、広告塔、彫刻、門、塀、生け垣等まちかどのポイントとなるもの

### (表彰対象建築物等)

第4条 表彰の選考対象とする建築物等は、当該表彰を実施する年度の前4年以内（既存建築物等は除く。）に市内において新築、改築又は改修されたもののうち、別に募集要

領で定める受付期間内に推薦又は応募されたものとする。

(表彰対象建築物等の選考)

第5条 表彰の対象とする建築物等の選考は、景観条例第31条に規定にする岡山市景観審議会(以下「審議会」という。)において行う。

(選考の基準)

第6条 選考の基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 岡山市景観計画に定めている「景観形成重点地区」内にあって、景観計画に基づく基準を遵守し、良好な景観形成に配慮されているもの
- (2) 岡山市景観計画、景観条例その他景観に関わる法令等に基づいて、良好な景観を形成しているもの
- (3) 景観に調和したデザイン、色彩等に工夫し、優れた景観を創出しているもの
- (4) 街並みのワンポイントとして、美しいまちづくりに配慮されているもの
- (5) 緑地、広場等を適切に配置し、ゆとり及びうるおいのある街並みを創出しているもの
- (6) 歴史的な街並みの維持及び保全に配慮されているもの
- (7) 景観上重要な役割を果たしている、又は地域の景観に調和した既存建築物等で適切な維持管理がなされているもの
- (8) 高齢者、障害者等福祉に関する配慮の特になされたもの

(表彰建築物等の決定)

第7条 表彰建築物等の決定は、審議会が選考した表彰対象建築物等の中から市長が決定する。

(表彰の方法等)

第8条 表彰は、市長が被表彰建築物等の建築主等、設計者及び施工者に対して表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状と併せて、建築主等に銘板等を贈呈するものとする。

3 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 2 1 年 9 月 1 日・市告示第 7 4 2 号）

この告示は，公布の日（平成 2 1 年 9 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 1 6 日・市告示第 1 4 8 号）

（施行期日）

1 この告示は，平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市景観まちづくり賞選考委員会設置要綱の廃止）

2 岡山市景観まちづくり賞選考委員会設置要綱(平成 2 1 年市告示第 7 4 1 号)は ,廃止する。

